

請 求 人 様

川越市監査委員 江 田 俊 雄
同 川 村 光 房
同 新 井 喜 一
同 加 藤 昇

川越市職員措置請求書の監査結果について(通知)

平成 23 年 12 月 26 日付けで提出された平成 23 年 4 月、5 月、6 月の市長交際費に関する川越市職員措置請求書について、監査した結果を地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり通知する。

第 1 除斥

本件監査にあたり、市議会選出の新井喜一委員及び加藤昇委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、市議会に関する事項については、除斥した。

第 2 請求の受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

川越市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述に基づき、請求の要旨を次のように解し監査を実施した。

1 請求の要旨

平成 23 年度の市長交際費のうち、4 月、5 月、6 月の 3 ヶ月間に、17 団体(下記表)に対して支出した交際費の執行の一部に、不当・違法なものがあるため、市長に対し不当・違法に支出されたものについて、損害を補てんするため必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるとするものである。

市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表

No.	月 日	川越市長交際費 HP での掲載表記	金 額
1	4 月 21 日	川越商業経営研究会新年度懇談会	7,000 円

2	4月25日	埼玉県理容生活衛生同業組合川越支部懇談会	8,000円
3	4月27日	川越市本庁管内自治会連絡会懇談会	7,000円
4	5月18日	社団法人埼玉県産業廃棄物協会懇談会	5,000円
5	5月19日	不老川を守る会定期総会・懇談会	5,000円
6	5月21日	川越市体育協会定時代議員会懇談会	4,000円
7	5月22日	川越祭囃子保存会総会・懇談会	6,000円
8	5月25日	川越地域中核人材育成推進協議会懇談会	3,000円
9	5月26日	新河岸川を守る会総会・懇談会	6,000円
10	5月31日	川越市自治会連合会総会・懇談会	7,000円
11	5月31日	川越地区保護司会懇談会	5,000円
12	6月1日	川越商店街連合会通常総会・懇談会	6,000円
13	6月7日	沼端作業受託集団第10回通常総会	5,000円
14	6月10日	川越市倫理法人会懇談会	3,000円
15	6月20日	川越商工会議所顧問会議	3,000円
16	6月23日	川越市議会やまぶき会懇談会	10,000円
17	6月26日	川越市役所OB会全員懇談会	7,000円

2 違法又は不当とする主な理由

- (1) 市長交際費は、市民の貴重な税金からの支出である。地方財政法は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。川越市の財政は、必ずしも余裕のある財政状況とは言えず、極めて苦しいのである。市長自らできる限りの節約をしない限り川越市全体の経費削減は実現しない。現状を踏まえた上で、交際費として公金支出の執行をなすべきである。
- (2) 業者団体などの出席依頼文書の依頼要点である「懇親会」を「懇談会」と、市の文書形態に書き直すなど、私文書に手を加え、依頼要点の趣旨を損ねて、公表すべきではない。広辞苑等によると、「懇談会」は、目的をもって論議をすることで、「懇親会」は、旧来からの付き合いを基に話し合うこと。故に、「懇親会」は、ただの世間話の場であると思う。直接市政に関して有益な事業の一端とはなり得ない。
- (3) 市長交際費の支出目的は、市政に役立つことが明らかであることが必要である。懇親会などは、市長選挙での支持を集めるなど、私的な政治的目的の可能性がある。
- (4) 飲酒を伴うであろう懇親会は、「主として市政に関わる活動」とは言えない場合がある。よって、飲酒を伴う宴会などへの出席は、個人負担が原則であり、公費によるべきではない。

- (5) 特に業者団体などが主催する懇親会は、公共性が乏しく、業者団体と飲酒を伴う会合に市長等が参加することは、業界と癒着する危険性がある。
- (6) 川越商工会議所顧問会議そのものは、直接市政に役立つかどうかは関係がない。会食とは、顧問会議の一環として「昼食」を意味するものであるから、当然自費で支払うべきものである。又は、顧問会議である以上、会費等は不要である。
- (7) 議会の特定の会派との懇親会などではなく、酒席を伴わないところで、金のかからない席で、ゆっくりと冷静に話し合うべきである。
- (8) 川越市役所 OB 会全員親睦会は、単なる仲良し会である。市政に役立つことが明らかでない以上、私的な出席に過ぎない。自費で出席すべきであり不当な支出である。

3 監査対象部局等

- (1) 対象部局等
秘書室、総務部総務課
- (2) 事情を聴取した職員
秘書室長、秘書室副室長
総務部総務課長、同総務課副課長

4 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 24 年 1 月 19 日、請求人に対し陳述の機会を与えた。その際、新たな証拠が提出された。

第 4 事実確認

1 市長交際費の支出について

市長交際費は、秘書室が管理しており、毎月、当該月分を資金前渡により受け取った後、個々の交際ごとに必要額を支払い、当該月分の精算が行われている。

なお、市長交際費の支出及び公表に関する要綱は以下のとおりである。

川越市市長交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市政の円滑な執行を図るため、市長（市長の代理による者を含む。）が市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出の基準)

第 2 条 交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認め

られる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分及び支出内容については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 慶弔等

ア 市政への協力及び支援関係にある個人又は団体が行う各種記念式典、行事に対する祝い金

イ 葬儀等に際しての香典（別表に定める基準による。）

ウ 市政への協力及び支援関係にある個人の傷病、事故等に対する見舞金

(2) 会合等 各種団体等が行う会議、研修会に出席する場合の懇談会費であつて、次に掲げるもの。ただし、飲食を伴わない場合は、支出しない。

ア 金額が案内文に明記されている場合 その額

イ 金額が明記されていない場合 実費相当額

(3) 渉外 来賓、視察、折衝に係る土産品、記念品

(4) その他 前各号に掲げるもののほか、市政運営上特に必要があると市長が認めるもの

2 前項各号に規定する交際費の支出金額については、おおむね1万円を限度とする。

(公表)

第4条 公表する交際費の内容は、支出日、支出内容（支出先を含む）及び支出金額とする。

2 公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の10日までに行うものとする。

3 公表の方法は、市のホームページへの掲載及び川越市秘書室における閲覧とする。

(改正)

第5条 この要綱は、交際費の支出内容及び支出金額が、市民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月29日から施行する。

別表（第3条関係）

対 象 者	区 別
名誉市民	

市功労者（市民栄誉章、有功表彰、善行表彰、文化表彰各被表彰者、初雁賞被顕彰者）	
市政功労者（市議会議員、行政委員会の委員）	現・元
地元選挙区選出の国会議員、県議会議員	現・元
その他市長が必要と認める者	

* 区別欄の現と元は、現職、元職である。

* 行政委員会の委員は、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に所属する委員である。

2 住民監査請求の対象となった交際費については、支出件数 17 件、金額 97,000 円である。

3 監査対象とした 17 件について、川越市長に文書による調査を行った結果は次のとおりである。

(1) 交際費支出の判断基準については、「職務との関連性が認められるもの」、「団体及び対象となる行事等の性格が公益性に適っているもの」、「交際費を支出することにより行政一般の円滑な運営を図ることができるもの」であった。

(2) 「懇親会」を「懇談会」と、市の文書形態に書き直すなど、私文書に手を加え、依頼要点の趣旨を損ねて公表したとするものについては、「懇親会」と「懇談会」の意義は、一般的には、ほぼ同義と受け止められていると認識していた。

(3) 会合等の内容について

No.	会合等	内 容
1	4月21日 川越商業経営研究会 新年度懇親会	川越市の商業の繁栄に寄与するとともに、商業経営に関し研究することを目的としている団体で、会員相互の親睦融和と関係機関との情報交換を図るために開催されたもの
2	4月25日 埼玉県理容生活衛生同業組合川越支部懇親会	理容師法を順守し、技術の研鑽、施設の改善、人格の向上、衛生の措置、経営の合理化を図ることを目的としている団体で、会員相互の情報交換、保健所との連絡協調を図るために開催されたもの

3	4月27日 川越市本庁管内自治会連絡会懇親会	地域自治の振興に寄与している本庁管内の自治会長相互の親睦と、行政を含めての連絡協調を図るために開催されたもの
4	5月18日 社団法人埼玉県産業廃棄物協会懇親会	産業廃棄物の適正な処理及び廃棄物の資源化・再生利用等の調査研究、公衆衛生の向上及び生活環境の保全と資源の有効利用を図り、県民の福祉向上に寄与することを目的としている団体で、会員相互の情報交換、行政との連絡協調を図るために開催されたもの
5	5月19日 不老川を守る会定期総会・懇親会	不老川流域の快適で住みよい環境をつくり、市民に親しめる河川とすることを目的としている団体の会員と市の代表者が直接意見交換することにより、不老川等への要望や提言を把握することができ、相互の理解・協力を得ることが可能となるために開催されたもの
6	5月21日 川越市体育協会定時代議員会懇親会	川越市のスポーツ振興と健康で活力ある市民の育成に寄与することを目的としている団体で、会員間の情報交換と行政との連絡協調を図るために開催されたもの
7	5月22日 川越祭囃子保存会総会・懇親会	祭り囃子を保存育成し、伝統ある川越祭りの発展向上に資することを目的としている団体で、会員相互の親睦と行政や関係機関等との連絡協調を図るために開催されたもの
8	5月25日 川越地域中核人材育成推進協議会懇親会	川越市を中心とした地域の中小企業が産学連携を図り、中核人材の育成を推進することを目的としている団体で、会員間の相互協力と、行政や関係機関との情報交換を図るために開催されたもの
9	5月26日 新河岸川を守る会総会・懇親会	新河岸川の汚染を防止するため、上流の環境浄化を図ることを目的としている団体で、会員と市の代表者が直接意見交換することにより、新河岸川への要望や提言を把握することができ、相互の理解・協力を得ることが可能となることから開催されたもの
10	5月31日 川越市自治会連合会総会・懇親会	市内自治会の健全な発展を助長し、市との緊密な連絡協調を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的としている団体で、役員との親睦と行政との情報交換を図るために開催されたもの
11	5月31日 川越地区保護司会懇親会	罪を犯した者及び非行のある少年の改善更生などの職務を担う保護司の活動が、円滑に遂行されることを目的としている団体で、会員間の情報交換、市の代表者との連絡協調を図るために開催されたもの

12	6月1日 川越 商店街連合会通 常総会・懇親会	市内各商店街の一層の発展を図り、消費者に支持される商店と商店街の創成を目的としている団体で、市及び商工会議所と緊密な連携と情報交換、会員相互の親睦融和を図るために開催されたもの
13	6月7日 沼端 作業受託集団第 10回通常総会・ 懇親会	農業経営の維持と農地の保全管理を行うため、周辺の水田等の作業を受託し、水稻及び転作作物の作付を行うことを目的としている団体で、会員と、行政及び農業関係機関・団体との情報交換を行い、より一層の事業展開を図るために開催されたもの
14	6月10日 川越 市倫理法人会懇 親会	会員相互と関係者との情報交換を図るために開催されたもの（青少年健全育成のために、市に対する寄附金の贈呈も行われた。）
15	6月20日 川越 商工会議所顧問 会議	川越市発展のため市と商工会議所がともに緊密に連携して、商業の発展と将来像を考えるために開催されたもの
16	6月23日 川越 市議会やまぶき 会派懇親会	議員、市長及び市幹部職員と情報交換を行い、市政運営の円滑、適正な遂行を図るために開催されたもの
17	6月26日 川越 市役所OB会全員 親睦会	市政発展に協力するための情報交換及び会員間の親睦を図るために開催されたもの

第5 監査の結果

請求の内容について確認した事実に基づき、慎重な監査を行った結果は、以下のとおりである。

交際費は、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。しかしながら、この裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断（最高裁判決 平成元年9月5日）が示されている。

また、平成18年12月1日最高裁判決では、「地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役

割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものでなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容すると解されるのが相当である。」とされている。

まず、請求人は、『業者団体の出席依頼文書の依頼要点である「懇親会」を「懇談会」と、市の文書形態に書き直すなど、私文書に手を加え、依頼要点の趣旨を損ねて、公表すべきではない。私文書変造行為そのものが違法であることは明白である。』と主張している。(市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表 No. 15 を除くすべて)

私文書変造については、刑法第 159 条第 2 項及び第 3 項に規定があり、「他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者」となっており、その行為は、変造文書を真正な文書と誤認させる目的で、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を名義人でない者が、真正に成立した文書の内容に改ざんを加える行為と解されている。市のホームページに掲載するにあたり、「懇親会」を「懇談会」に直した行為は、真正に成立した文書そのものを改ざんする行為ではないので、私文書変造行為にはあたらず、違法とは認められない。しかしながら、透明性の確保を図る観点から、出席依頼文書の文言については、そのまま表記することが望ましい。

次に、請求人は、『市長交際費の支出目的は、市政に役立つことが明らかであることが必要である。懇親会などは、市長選挙での支持を集めるなど、私的な政治的目的の可能性がある。飲酒を伴うであろう懇親会は、「主として市政に関わる活動」とは言えない場合がある。よって、飲酒を伴う宴会などへの出席は、個人負担が原則であり、公費によるべきではない。特に業者団体などが主催する懇親会は、公共性が乏しく、業者団体と飲酒を伴う会合に市長等が参加することは、業界と癒着する危険性がある。懇親会とは、酒席を伴うことは明らかであり不当な支出である』と主張している。(市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表 No. 1～No. 14)

調査の結果、会合等の案内は、それぞれ、特定の業者ではなく市内の各種業界や団体から市長職に送付されたもので、また、会合等の内容は前述したとおりであり、市長選挙での支持を集めるなど、私的な政治活動を目的としているとは言えず、また、飲酒することを主たる目的としたものとも言えない。地方公共団体

も社会の一構成員として社会的な実態を有している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは容認されるべきであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものは認められない。

次に、請求人は、市長が顧問であることを前提に、『市長交際費の支出目的は、市政に役立つことが明らかであることが必要であるが、顧問会議そのものは、直接市政に役立つかどうか関係ないため不当である。また、会食とは、顧問会議の一環として「昼食」を意味するものであるから、当然自費で支払うべきものである。又は、顧問会議である以上、会費等は不要である』と主張している。(市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表 No. 15)

調査の結果、市長は平成 21 年 2 月 13 日から顧問に就任していた。顧問会議の内容については前述したとおりであり、川越市発展のため市と川越商工会議所がともに緊密に連繋して、商業の発展と将来像を考えるための場と捉えて出席したものであり、市長は顧問ではあるが、市長職として市を代表して会議及び会食に出席したものである。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは容認されるべきであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものは認められない。

次に、請求人は、川越市議会やまぶき会派懇親会について、『新会派のスタートの案内と、定例議会の慰労が目的の懇親会である。そもそも議会会派議員との懇親会など、社会通念として安易に出席すべきではない。会費が 1 万円で老舗のウナギ料理店となれば、酒席以外には考えられない。市民に不審に思われる行動をすることは、真に慎むべきである。あくまで「懇親会」が目的であるため、執行部と議会との連携関係には結びつかない。議会の特定の会派との懇親会への出席は、到底市民の理解は得られず、酒席を伴わないところで、お金のかからない場所などゆっくり冷静に話し合うべきである。酒席を伴う懇親会への公金の支出は、不当な支出である』と主張している。(市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表 No. 16)

議員に対する交際費支出の妥当性について判断すると、平成 18 年 12 月 1 日最高裁判決は、原審の「市長は、市政運営のため、市議会及びこれを構成する市議会の会派や市議会議員と交流することは、市の事務の円滑、適正な遂行を図る上で必要なことから、そのような会合に出席し、交際費を使用することは、交際費の本来の目的にかなったというべきである。」とした判断を是認している。また、広島地裁判決(平成 15 年 7 月 29 日)では、執行機関側が意思の疎通を図る目的から議員を招いて意見交換を行う会合を実施した事例について、法的には相互に牽制し合う関係にはあるが、普段から十分な意思の疎通を図る必要

があることは否定できず、また、その際にできるだけ率直に話し合いができるように、社会通念上の儀礼の範囲内に留まる程度の飲食等の接遇を公費をもって行うことは許されるというべきであるとしている。

調査の結果、内容は前述したとおり、情報交換を行い、市政運営の円滑、適正な遂行を図るための機会と捉えて出席したもので、飲食することは主たる目的ではなく付随したものである。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは容認されるべきであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものとは認められない。

次に、川越市役所 OB 会全員親睦会について、「親睦会とは、単なる仲良し会である。市政に役立つことが明らかでない以上、私的な出席に過ぎない。すべて、自費で出席すべきであり不当な支出である」と主張している。（市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表 No. 17）

当該親睦会の案内は、市長職に送付されたものであり、また、内容については前述したとおり、市政発展に協力するための情報交換及び会員間の親睦を図るために開催されたものである。地方公共団体が、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものでなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるのではなく、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものとは認められない。

最後に、請求人は、会合等に支払った会費の領収書がないものを示し、違法・不当であると主張している。（市長交際費の支出日、支出団体、支出額の一覧表 No. 2、No. 4、No. 13、No. 14、No. 16）

領収書については、川越市会計規則第 61 条において、資金前渡担当者は、領収書を徴さなければならない。ただし、領収書を徴し難い場合は、支払を証明する書類をもって領収書に代えることができると規定されている。

調査の結果、これらは、相手方が領収書を発行しなかったため、交際費を費消した者の受領印を押印した支出額調書・領収書をもって領収書に代えたものであって、違法・不当とは認められない。

なお、No. 13 については、領収書が添付されていた。

以上のことから、本請求には理由がなく、措置する必要がないと判断する。

第6 付言

交際費は、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解されている。また、地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。

しかしながら、交際費の支出については、住民の負担する税金で賄われる趣旨を鑑み、行政効果、公益性等を考慮し、住民から疑念や不信を抱かれることのないよう適切な対応を望むものである。